

北 広 監 査 第 2 9 号  
平成29年12月25日

北広島市長 上 野 正 三 様

北広島市監査委員 染 谷 一 彦  
北広島市監査委員 小田島 雅 博

### 定例監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、下記部局の平成29年度定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

### 記

#### 1. 監査実施部局

- ・ 議会事務局
- ・ 監査委員事務局
- ・ 北広島市及び石狩教育研修センター組合公平委員会事務局
- ・ 企画財政部
- ・ 総務部
- ・ 選挙管理委員会事務局
- ・ 経済部
- ・ 農業委員会事務局
- ・ 消防本部

# 平成 29 年度 定例 監査 報告書

**監査の対象** 議会事務局、監査委員事務局、北広島市及び石狩教育研修センター組合公平委員会事務局、企画財政部、総務部、選挙管理委員会事務局、経済部、農業委員会事務局、消防本部

**監査の範囲** ・平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までに執行された収入事務、支出事務、財産管理事務及びこれらに関連する事務。  
・平成 28 年度定例監査実施対象期間後に執行された収入事務、支出事務、財産管理事務及びこれらに関連する事務。

**監査の期間** 平成 29 年 11 月 6 日から平成 29 年 11 月 28 日まで

## 監査の結果

### 議 会 事 務 局

今回の監査は、はじめに議会事務局長から、平成 29 年度に取り組んでいる主な事務事業の概要及び実施状況等について説明を受けた後、「監査の範囲」に掲げる事務が、関係法令等及び予算に基づき適正かつ適切に執行されているかどうかについて実施した。

監査に当たっては、提出された事務事業調書に基づき諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

監査の結果は、次のとおりである。

#### 1 予算の執行状況

予算の執行状況については、提出された「歳入及び歳出予算執行状況表（明細）」と他の調書の数値と照合した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### 2 支出事務関係

支出に関する事務については、主として議長交際費、政務活動費の交付、報償費、非常勤職員の報酬、臨時職員の賃金、旅費、時間外勤務手当等の支給及び業務委託契約の支出を対象とし、支出負担行為書、支出命令書、政務活動費交付決定書、非常勤・臨時職員の出勤簿・賃金台帳、旅行命令簿、時間外勤務命令簿及び業務委託契約の施行決定書・仕様書・契約書等

の関係書類を検査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

### 3 財産管理事務関係

財産に関する事務については、物品の管理状況を対象とし、備品台帳等の関係書類を検査した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 監査委員事務局

今回の監査は、はじめに監査委員事務局長から、所管する事務事業の概要について説明を受けた後、「監査の範囲」に掲げる事務が、関係法令等及び予算に基づき適正かつ適切に執行されているかどうかについて実施した。

監査に当たっては、提出された事務事業調書に基づき諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

監査の結果は、次のとおりである。

### 1 予算の執行状況

予算の執行状況については、提出された「歳入及び歳出予算執行状況表(明細)」と他の調書の数値と照合した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### 2 支出事務関係

支出に関する事務については、主として負担金及び旅費の支給の支出を対象とし、支出負担行為書、支出命令書及び旅行命令簿等の関係書類を検査した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### 3 財産管理事務関係

財産に関する事務については、物品の管理状況を対象とし、備品台帳等の関係書類を検査した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 北広島市及び石狩教育研修センター組合公平委員会事務局

今回の監査は、はじめに公平委員会事務局長から、所管する事務事業の概要について説明を受けた後、「監査の範囲」に掲げる事務が、関係法令等及び予算に基づき適正かつ適切に執行されているかどうかについて実施した。

監査に当たっては、提出された事務事業調書に基づき諸帳簿等関係書類を

検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

監査の結果は、次のとおりである。

1 予算の執行状況

予算の執行状況については、提出された「歳入及び歳出予算執行状況表（明細）」と他の調書の数値と照合した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

2 支出事務関係

支出に関する事務については、主として負担金及び旅費の支給の支出を対象とし、支出負担行為書、支出命令書及び旅行命令簿等の関係書類を検査した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 企 画 財 政 部

（企画課、政策広報課、財政課、都市計画課）

今回の監査は、はじめに企画財政部長から、平成29年度に取り組んでいる主な事務事業の概要及び実施状況等について説明を受けた後、「監査の範囲」に掲げる事務が、関係法令等及び予算に基づき適正かつ適切に執行されているかどうかについて実施した。

監査に当たっては、提出された事務事業調書に基づき諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

監査の結果は、次のとおりである。

1 予算執行状況

予算の執行状況については、提出された「歳入及び歳出予算執行状況表（明細）」と他の調書の数値と照合した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

2 収入事務関係

収入に関する事務については、主として使用料、手数料、補助金及び委託金の収入を対象とし、調定書、領収済通知書、補助金交付申請書等の関係書類を検査した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

3 支出事務関係

支出に関する事務については、主として非常勤職員の報酬、臨時職員の賃金、旅費、時間外勤務手当等の支給、物品購入、業務委託契約、補助金・

交付金及び負担金の支出を対象とし、支出負担行為書、支出命令書、精算書、非常勤・臨時職員の出勤簿・賃金台帳、旅行命令簿、時間外勤務命令簿、業務委託契約の施行決定書・仕様書・契約書、及び補助金等交付決定書等の関係書類を検査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

#### 4 財産管理事務関係

財産に関する事務については、主として基金の管理状況、物品の管理状況を対象とし、基金台帳、備品台帳、郵便切手類受払簿等の関係書類を検査した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 総 務 部

(総務課、職員課、行政管理課、税務課、秘書課、危機管理課)

今回の監査は、はじめに総務部長から、平成29年度に取り組んでいる主な事務事業の概要及び実施状況等について説明を受けた後、「監査の範囲」に掲げる事務が、関係法令等及び予算に基づき適正かつ適切に執行されているかどうかについて実施した。

監査に当たっては、提出された事務事業調書に基づき諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

監査の結果は、次のとおりである。

#### 1 予算の執行状況

予算の執行状況については、提出された「歳入及び歳出予算執行状況表(明細)」と他の調書の数値と照合した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### 2 収入事務関係

収入に関する事務については、主として市税、国庫(道)支出金、使用料、手数料及び財産運用収入を対象とし、調定書、領収済通知書等の関係書類を検査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

#### 3 支出事務関係

支出に関する事務については、主として非常勤職員の報酬、臨時職員の賃金、旅費、時間外勤務手当等の支給、交際費、食糧費、業務委託契約、使用料及び賃借料、補助金・交付金及び負担金の支出を対象とし、支出負担行為書、支出命令書、非常勤・臨時職員の出勤簿・賃金台帳、旅行命令

簿、時間外勤務命令簿、業務委託契約の施行決定書・仕様書・契約書、及び補助金等交付決定書等の関係書類を検査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

#### 4 財産管理事務関係

財産に関する事務については、主として物品の管理状況、防災備蓄品の備蓄状況及び公有財産の貸付状況を対象とし、備品台帳及び公有財産の貸付申請書・使用許可書等の関係書類を検査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

## 選挙管理委員会事務局

今回の監査は、はじめに選挙管理委員会事務局長から、所管する事務事業の概要について説明を受けた後、「監査の範囲」に掲げる事務が、関係法令等及び予算に基づき適正かつ適切に執行されているかどうかについて実施した。

監査に当たっては、提出された事務事業調書に基づき諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

監査の結果は、次のとおりである。

#### 1 予算の執行状況

予算の執行状況については、提出された「歳入及び歳出予算執行状況表(明細)」と他の調書の数値と照合した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### 2 支出事務関係

支出に関する事務については、主として委員報酬、旅費、時間外勤務手当等の支給及び負担金の支出を対象とし、支出負担行為書、支出命令書、委員の出勤簿、旅行命令簿、及び時間外勤務命令簿等の関係書類を検査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

#### 3 財産管理事務関係

財産に関する事務については、物品の管理状況を対象とし、備品台帳等の関係書類を検査した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 経 済 部

(農政課、観光振興課、商工業振興課)

今回の監査は、はじめに経済部長から、平成 29 年度に取り組んでいる主な事務事業の概要及び実施状況等について説明を受けた後、「監査の範囲」に掲げる事務が、関係法令等及び予算に基づき適正かつ適切に執行されているかどうかについて実施した。

監査に当たっては、提出された事務事業調書に基づき諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

監査の結果は、次のとおりである。

### 1 予算の執行状況

予算の執行状況については、提出された「歳入及び歳出予算執行状況表(明細)」と他の調書の数値と照合した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### 2 収入事務関係

収入に関する事務については、主として使用料、補助金、委託金及び貸付金の収入を対象とし、調定書、領収済通知書、補助金交付申請書等の関係書類を検査した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### 3 支出事務関係

支出に関する事務については、主として非常勤職員の報酬、旅費、時間外勤務手当等の支給、業務委託契約、補助金・交付金及び負担金の支出を対象とし、支出負担行為書、支出命令書、精算書、非常勤の出勤簿、旅行命令簿、時間外勤務命令簿、業務委託契約の施行決定書・仕様書・契約書、補助金等交付決定書等の関係書類を検査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

### 4 財産管理事務関係

財産に関する事務については、主として基金、物品の管理状況及び公有財産の貸付状況を対象とし、備品台帳、公有財産の貸付申請書・使用許可書等の関係書類を検査した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 農業委員会事務局

今回の監査は、はじめに農業委員会事務局長から、平成 29 年度に取り組んでいる主な事務事業の概要及び実施状況等について説明を受けた後、「監査の範囲」に掲げる事務が、関係法令等及び予算に基づき適正かつ適切に執行されているかどうかについて実施した。

監査に当たっては、提出された事務事業調書に基づき諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

監査の結果は、次のとおりである。

### 1 予算の執行状況

予算の執行状況については、提出された「歳入及び歳出予算執行状況表（明細）」と他の調書の数値と照合した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### 2 収入事務関係

収入に関する事務については、手数料及び補助金等の収入を対象とし、調定書、領収済通知書等の関係書類を検査した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### 3 支出事務関係

支出に関する事務については、主として報酬、臨時職員の賃金、旅費、時間外勤務手当等の支給、交際費、業務委託契約及び負担金の支出を対象とし、支出負担行為書、支出命令書、精算書、臨時職員の賃金台帳、旅行命令簿、時間外勤務命令簿、業務委託契約の施行決定書・仕様書・契約書等の関係書類を検査した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 消防本部（本部、消防署）

今回の監査は、はじめに消防長から、平成 29 年度に取り組んでいる主な事務事業の概要及び実施状況、火災発生状況、救急出動状況等について説明を受けた後、「監査の範囲」に掲げる事務が、関係法令等及び予算に基づき適正かつ適切に執行されているかどうかについて実施した。

監査に当たっては、提出された事務事業調書に基づき諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

監査の結果は、次のとおりである。



#### 1 予算の執行状況

予算の執行状況については、提出された「歳入及び歳出予算執行状況表（明細）」と他の調書の数値と照合した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### 2 収入事務関係

収入に関する事務については、主として負担金及び使用料・手数料等の収入を対象とし、調定書、領収済通知書等の関係書類を検査した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### 3 支出事務関係

支出に関する事務については、主として旅費、消防団員に対する費用弁償、時間外勤務手当等の支給、業務委託契約、負担金及び補助金等の支出を対象とし、支出負担行為書、支出命令書、旅行命令簿、消防団員の出勤簿、時間外勤務命令簿、業務委託契約の施行決定書・仕様書・契約書及び補助金等交付決定書等の関係書類を検査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

#### 4 財産管理事務関係

財産に関する事務については、主として物品の管理状況、被服の貸与状況及び公有財産の使用・貸付状況を対象とし、備品台帳、被服貸与原簿及び公有財産の貸付申請書・使用許可書等の関係書類を検査した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。